

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。</p> <p>1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付並びに同法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付並びに平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前に例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前に例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務</p> <p>4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務</p> <p>5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務</p> <p>7 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む)に関する事務</p>
③システムの名称	中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
中国残留邦人等支援給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表95の項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158、161の項 【情報照会の根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課
②所属長の役職名	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0841 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 TEL:093-561-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課 TEL:093-582-2445
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務については、団体内統合宛名システムを通じて住基システムとの連携を行っているため発生しない。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。よって人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div></div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>アクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月11日	I-4 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和7年3月27日	I-1-②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 (略) 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前に例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3～7 (略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 1 (略) 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前に例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3～7 (略)		
令和7年3月27日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第48条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項、同条第3項	・番号法第9条第1項 別表95の項 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び第3項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-4-②	<p>【情報提供の根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二 (第9,10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8,9,11,12,13,14,17,19,25,27,39,44,47,55,59の2の2,59の3)</p> <p>【情報照会の根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二(第87の項) 番号別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第19条)</p>	<p>【情報提供の根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158、161の項</p> <p>【情報照会の根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項</p>	事後	
令和7年3月27日	I-5-①	北九州市保健福祉局総務部保護課	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課	事後	組織改正による
令和7年3月27日	I-5-②	北九州市保健福祉局総務部保護課長	北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課長	事後	組織改正による
令和7年3月27日	I-7	〒803-0841 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館	〒803-0841 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 TEL:093-561-5558	事後	
令和7年3月27日	I-8	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局総務部保護課 TEL 093-582-2445	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部保護課 TEL:093-582-2445	事後	組織改正による
令和7年3月27日	II-1、II-2 計数時期	令和4年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月27日	IV-8 判断の根拠		<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 マイナンバー登録事務については、団体内統合宛名システムを通じて住基システムとの連携を行っているため発生しない。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。よって人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	新規項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV-11 判断の根拠		<p>最も優先度が高いと考えられる対策 [3)権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 アクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード による認証によって限定しており、アクセス権 限の適切な管理を行っている。よって、権限の ない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は「十 分である」と考えられる。</p>	事後	新規項目